

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」
及び「独立行政法人の評価に関する指針」

平成 26 年 9 月 2 日

総 務 大 臣 決 定

全 体 目 次

○独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日 総務大臣決定）	1
関連：目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の 記載例について（平成 26 年 9 月 2 日行政管理局長通知）	
・ 通知文	28
・ 目標策定の際に考慮すべき視点	29
・ 目標及び指標の記載例	33
 ○独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務 大臣決定）	45
関連：評価書様式について（平成 26 年 9 月 2 日行政管理局長通知）	
・ 通知文	98
・ 評価書様式	99

（注）ここに示す頁番号は、製本するに当たって改めて付した一連の番号（各頁の最下部に表示）に対応するものである。

独立行政法人の目標の策定に関する指針

独立行政法人の目標の策定に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日

総 務 大 臣 決 定

はじめに

独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価が組織・事業の見直しや改廃に反映されるものであることから、どのような目標を定めるかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は主に税金を財源とした運営費交付金により運営されていることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等を国民が把握できるような目標を定めることが必要である。

一方、従来、主務大臣の目標の策定に関し法令に基づく政府共通的な基準が存在していなかったことから、目標が観念的、抽象的かつ総花的であり、かつ、必ずしも全ての目標について具体性や的確性、明確性が確保されていたわけではなかった。このため、実効性の高い目標管理・評価の仕組みが不十分であり、適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たしていないとの指摘があった。

こうした指摘に対し、第 186 回国会において独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に基づき、主務大臣が目標を定めるに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法人、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人については、主務大臣が目標を定め又はこれを変更する際は本指針に従うこととされており、特に、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会が、目標の内容が本指針に沿ったものとなっており、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかについてチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

- 1 本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的・・・・・・ 1
- 3 本指針の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 中期目標管理法の目標について

- 1 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 中期目標の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 中期目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・ 4
- 5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 6
- 6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 8
- 7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について・・・・・・・・ 8
- 8 中期計画及び年度計画との関係について・・・・・・・・ 9

III 国立研究開発法人の目標について

- 1 中長期目標の策定の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 中長期目標の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 中長期目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・ 12
- 6 中期目標管理法の規定の準用について・・・・・・・・ 15
- 7 中長期計画及び年度計画との関係について・・・・・・ 16
- 8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について・・・・・・ 16

IV 行政執行法人の目標について

- 1 国の政策体系との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 年度目標の項目の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について・・・・・・ 18
- 4 中期目標管理法の規定の準用について・・・・・・・・ 19
- 5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について・・・・・・ 20

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について…………… 21
- 2 業務改革の取組との関係について…………… 21
- 3 目標策定等のスケジュールについて…………… 21
- 4 共管法人の取扱いについて…………… 22
- 5 本指針の見直しについて…………… 22

I 本指針について

1 本指針の位置付け

本指針は、通則法第 28 条の 2 第 1 項に規定する「第 29 条第 1 項の中期目標、第 35 条の 4 第 1 項の中長期目標及び第 35 条の 9 第 1 項の年度目標の策定に関する指針」である。主務大臣は本指針に基づき所管する法人の目標を策定する必要がある。

2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的

本指針は、以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき目標を定めなければならない。

- (1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において、法人が取り組むべきとされた事項を反映させるとともに、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえ、目標を策定しなければならない。
- (2) 国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るという制度改正の趣旨を踏まえ、国の政策・施策・事務事業の体系（以下「政策体系」という。）の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした上で、国の政策目的を実現するためにどのような目標を定めることが適切かという観点からも、十分に検討する必要がある。
- (3) 主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、目標の策定及び変更に当たっては、次のとおりとする。
 - ① 法人の組織・事業の見直しの結果（主務大臣による見直しのほか、独立行政法人評価制度委員会による意見等を含む。）を反映させる。
 - ② 法人の業務実績評価（主務大臣による業務実績評価のほか、独立行政法人評価制度委員会や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を含む。）及び法人に対する行政評価・監視の結果を反映させる。
 - ③ 関連する国の政策評価及び行政事業レビューの結果についても活用する。
- (4) 目標を定めるに当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえ、あらかじめ、法人に対して定める目標が必要性や妥当性を有しているかどうか、当該目標が法人の効果的かつ効率的な業務運営に資するものであるかどうか等の観点からも検討を行わなければならない。
- (5) 主務大臣の定める目標は、法人の業務運営の方向性を決定するとともに、その業務の実績についての評価基準となることから、その策定は極めて重要である。目標の具体性、客観性、的確性、明確性及び統一性を確保するとともに、法人の業務の特性や類型を踏まえた目標を策定する必要がある。

これにより、法人の長のリーダーシップの下で、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、法人の政策実施機能を最大化する

ことが可能となる。あわせて、簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、適正かつ厳正な評価の実施が可能となり、法人の改善に資するとともに、国民にとって分かりやすい法人運営を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底が図られる。

- (6) 主務大臣は、目標の策定又は変更に際して、法人と十分に意思疎通を図るものとする。

3 本指針の対象

本指針の対象は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法

通則法第 29 条第 1 項に定める、3 年以上 5 年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

(注) 日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第 1 項により準用される通則法第 29 条第 1 項に基づき策定する同事業団の助成業務についての中期目標を含む。

(2) 国立研究開発法人

通則法第 35 条の 4 第 1 項に定める、5 年以上 7 年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

(3) 行政執行法人

通則法第 35 条の 9 第 1 項に定める、達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（年度目標）

Ⅱ 中期目標管理法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

(1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図り、法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、中期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）を中期目標に添付する。

2 中期目標の期間について

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の「中期目標の期間」については、上記 1 の (2) に定める「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

3 中期目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中期目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的な P D C A サイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

③ ただし、上記②によっては下記4（1）③のiからivまでに対応できない場合（定量化できない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

（2）通則法第29条第2項第3号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第4号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第5号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

（3）評価に際しては、原則、中期目標を設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を、次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

4 通則法第29条第2項第2号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

（1）国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき（①）」、「いつまでに（②）」、「何について、どのような水準を実現するのか（③）」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について

目標を定める根拠となる閣議決定等の政府方針、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には、表番号についても記載する。

また、法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき法人が業務を行う必要性について記載する。

② 「いつまでに」について

中期目標の期間内の一定の時期に達成を求める目標については、その達成時期について記載する。

③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、現状を明確にした上で、どのサービスをどのように向上させるのか（事業実施件数、対象企業発掘数、訓練終了後の就職率、助成後

の事業化率など) について定める。

i 具体的、客観的、的確かつ明確であること

法人の役割（ミッション）に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような水準」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

ii アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めること

法人は国の政策を実現するための実施機関であることを踏まえ、アウトプットに着目した目標を必ず定める。あわせて、目標の達成状況を国民に分かりやすく示す必要性、国民生活や社会経済に及ぼす影響を把握した上で見直しや改廃を行う必要性、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させる必要性等から、できる限りアウトカムに着目した目標を定める。その際、外部要因が想定される場合には当該目標に固有のものについてできる限り記載する。

ただし、一定の内容及び水準の業務を行うこと自体が法人の役割（ミッション）である場合などアウトカムに着目した目標を定めることが困難又は適切でない場合は、アウトカムの目標を定めることは要しない。

(注)「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であり、法人の直接的な活動の結果（法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果ないし効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

iii できる限り定量的であること

業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。その際、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いる。

やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。また、当該指標は複数設定することも可能であり、それらの重要度、優先度及び難易度がある場合にはその旨記載する。

なお、指標については、その測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、業務の特性に応じた適切な設定に留意する。

iv 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと

目標水準については、国の政策目的を実現するために必要な水準

を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

このため、法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策や法人の役割（ミッション）等に照らし当該中期目標の期間を超えた時期における目指すべき目標については、その時期及び目指すべき水準を明らかにした上で、当該中期目標期間における目標水準の設定の考え方についても具体的かつ明確に記載する。

（２）重要度、優先度及び難易度

目標はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるものもあり、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。この場合においては重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する。

これにより、

- ① 各目標の重要度、優先度及び難易度を考慮した、メリハリのある評価につながる
- ② 各目標の重要度、優先度及び難易度を考慮した客観的な評価が行われることから、法人の役割（ミッション）に応じて達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることが容易となることで、法人の職員がミッションや自らの職務の重要性を意識して業務を行うことができる
- ③ 予算や人員の的確な投入を可能にするなど、法人の長のマネジメントの向上につながり、法人全体としての効果的・効率的な業務運営を行うことができるため、法人自らの経営改善・合理化努力を引き出すことができる

こととなる。

（３）上記（１）及び（２）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

（４）中期目標管理法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

５ 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について

（１）業務運営の効率化に関する事項については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人の特性及び事業等の内容に応じて適切な目標を策定する。その際、上記Ⅱの 3（２）のとおり、施設あるいは事業部の単位で目標を策定することも可能である。また、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方

針を踏まえ、原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

中期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

- (3) 以上の考え方にに基づき、具体的には、次の事項について定める。

① 業務改善の取組に関する目標

- i 法人の業務量の増減も踏まえ、組織体制の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等（一般管理費や事業経費）についても、目標を定める。なお、業務量が増加したことだけをもって経費の増加につなげるものがないよう留意する。

- ii 経費に関する数値目標として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 法人の経費総額
- ・ 法人の経費項目ごとの総額
- ・ 法人の提供する財・サービス 1 単位に要する経費
- ・ 法人の調達する財・サービス 1 単位当たりの単価

数値目標で用いる「計数」として、例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 前年度比
- ・ 中期目標期間中の総額
- ・ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準

数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と名目で表す方法とが考えられる。

なお、当該対象経費の定義及び範囲を明らかにしなければならない。

② 業務の電子化に関する目標

行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の推進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。

- (4) 上記（1）から（3）までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について

- (1) 財務内容の改善に関する事項には、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する。

(注) やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。

- (2) 法人の財務情報を分析する等により財務内容の改善が必要な事項を明らかにした上で、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法（企業会計における財務分析、経年比較による趨勢分析等）を活用した評価を行うことを念頭に置いて目標を策定する。

- (3) 具体的には、運営費交付金債務残高の解消や保有資産（実物資産、金融資産、知的財産等）の処分、重要財産の譲渡等について、業務の特性に応じ具体的かつ明確に定める。

特に、収益性のある業務を遂行する法人については、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等について具体的かつ明確に定める。さらに、赤字法人については、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権の解消等について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める。

- (4) 上記（1）から（3）までに従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を策定する。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について

- (1) 内部統制については、業務方法書に定める事項が基本となるが、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、その充実・強化を行うことが重要であることから、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、当該目標期間における具体的な取組がある場合には、例えば以下のような取組について法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。

- ・ 法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等といった統制環境の整備
- ・ 業務のリスク要因、リスク発生原因を分析するといったリスク評価及びリスクへの対応
- ・ 法人の長の命令、指示の適切な実行を確保するための方針、手続といった統制活動の整備
- ・ 必要情報の識別、把握及び処理並びに関係者に正しく伝えられることの確保といった情報伝達の徹底
- ・ 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング
- ・ ICTへの対応（組織の業務内容がICTに大きく依存している場

合等における、方針・手続の整備と I C T への適切な対応)

(注) 内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書)を参照する。

- (2) その他、組織・事業の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営や法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

(注) 情報セキュリティに関する目標については、情報セキュリティ対策推進会議の決定等を参照する。

- (3) 上記(1)及び(2)に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

8 中期計画及び年度計画との関係について

中期計画及び年度計画には、法人が自主性・自律性を持って業務を遂行し中期目標を達成するための具体的手段等(中期目標を達成するためのより具体的かつ定量的な目標、具体的手段、スケジュール等)が盛り込まれるものである。したがって、主務大臣の中期目標が、法人が定めるべき具体的手段等を拘束することのないよう留意する。

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

主務大臣は、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 中長期目標の策定の目的等

- (1) 国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の実施機関として、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。

そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として定めた目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する事項」として定めた目標が、全体として整合性が取れたものとなるよう十分留意する。

- (2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究開発課題（事業）を個別に「最適化」し、それを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

- ① 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る
- ② 適切な資源配分を実施する
- ③ 事業間の連携・融合を促す
- ④ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する
- ⑤ 大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める

等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

そのため、主務大臣は、目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標とすることが重要である。

- (3) 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用し、しっかりと練り上げた中長期目標を策定する。また、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて評価軸（後述Ⅲの5（1）⑤）を適切に設定する。主務大臣は、中長期目標の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現・実施等について責任を果たす。中長期目標は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

2 国の政策体系との関係について

- (1) 主務大臣が、法人に対し、国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図り、法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。
- (2) このため、中長期目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）を中長期目標に添付する。

3 中長期目標の期間について

通則法第35条の4第2項第1号の「中長期目標の期間」については、上記2（2）の「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」の章の次に、主務大臣が定める期間を記載する。

4 中長期目標の項目の設定について

「1 中長期目標の策定の目的」で明記した研究開発成果の最大化の観点、国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、中長期目標の項目については、以下のとおり設定する。

- (1) 通則法第35条の4第2項第2号の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」においては、次に従い設定する。
- ① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとめ

りごとに目標を策定する。

- ② 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

（例）

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位
- v 目標に対応したプログラム単位

- ③ ただし、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業については、例えば、分野・センター等を越えた連携・協力、研究開発部門と施設整備・運営部門の協力、研究開発部門と知財部門・産学連携部門等との連携等の推進が必要となる場合もあることを踏まえ、法人内部の縦割りを助長することのないよう十分留意する。

- （2）通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に必要なに応じて準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じて設定する。

また、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討する。

なお、国立研究開発法人の自主性・自律性や「研究開発成果の最大化」に向けた長のマネジメントの在り方を必要以上に拘束することのないよう留意する。

- （3）評価に際しては、原則、中長期目標を設定した項目を評価単位として評価を実施する。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

- 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

- （1）研究開発の事務及び事業に係る目標について

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する目標のうち、研究開発の事務及び事業に係る目標については、どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるかについて、中期目標管理法の規定（Ⅱの 4（1）

①及び②) に準じて分かりやすく記載するとともに、次の①から⑦までに留意する。

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定する。

目標を定める際には、Ⅲの１（２）の「研究開発成果の最大化」の趣旨を踏まえ、量的な観点のみならず質的な観点も踏まえて総合的に評価・判断されるべきものであることに鑑み、適切に評価軸（後述Ⅲの５（１）⑤）を設定する。

② 目標の達成時期

目標の達成時期については、開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化する。

一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながることを一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。ただし、当該中長期目標期間において法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある。

③ できる限りアウトカムと関連させた目標とすること

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の観点を十分踏まえて判断する必要があるため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とする。

（注）研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカム（国や社会に対する効果）とは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

（「諮問第２号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成２６年７月１７日総合科学技術・イノベーション会議決定）から引用）

④ 具体的かつ明確であること等

アウトカムに関連した目標は、国民にとっても分かりやすいものと

するため、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標、新たな領域開拓等目指すべき方向性を示すような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める。

その際、当該目標の特性等に応じ、定量的な水準・観点について十分考慮する。

なお、主務大臣は、具体性及び定量性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求し過ぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

- i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。
- ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を

助長するおそれも考えられる。

- iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

⑦ 重要度、優先度及び難易度について

国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため、相対的な重要度、優先度及び難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する審議会等）の意見を聴き、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時適切な形で行う。

- (2) 上記（1）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。
- (3) 研究開発以外の事務及び事業に関する目標については、中期目標管理法の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

6 中期目標管理法の規定の準用について

- (1) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の「業務運営の効率化に関する事項」及び同項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について、中期目標管理法の規定（Ⅱの 5 及び 6）を準用する。この場合において「中期目標」を「中長期目標」と読み替えることとする。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

- (2) 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法の規定（Ⅱの 7）を準用する。

この際、「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めることが必要である。

また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化すること、万が一研究不正が発生した場合の厳正な対応などについて、適切な形で目標を定める。

7 中長期計画及び年度計画との関係について

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

8 通則法第35条の4第4項「研究開発に関する審議会」について

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。

そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等の評価するための評価軸についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

IV 行政執行法人の目標について

主務大臣は、行政執行法人が、国の行政事務と密接に関連し、主務大臣の指示その他の主務大臣の相当な関与の下に一体的に執行することが求められる事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人であり、その業務の確実な執行が国民生活又は社会経済の安定に不可欠であるという特性を踏まえた上で、次に掲げる事項の内容に留意しつつ、適切な目標を策定する。

1 国の政策体系との関係について

(1) 行政執行法人が、主務大臣と一体的に業務を執行することが求められていることを踏まえ、特に、主務大臣が法人に対し国の政策体系に位置付けられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、「主務大臣－法人」の「タテ」の関係を明確化することが重要である。その際、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図り、法人の役割（ミッション）を両者が共有することが重要である。

(2) このため、年度目標の冒頭に、「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を設け、国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）を年度目標に添付する。

2 年度目標の項目の設定について

国民に対する説明責任を果たす観点及び別途定める「独立行政法人の評価に関する指針」に規定する適正かつ厳正な評価に資する観点から、年度目標の項目については、以下のとおり設定する。

(1) 通則法第35条の9第2項第1号の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」においては次に従い設定する。

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割（ミッション）に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

② 一定の事業等のまとまりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。

具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位である。

(例)

- i 個別法に規定する業務の単位
- ii 主要な事業ごとの単位
- iii 施設単位（同一の目的や事業を担う研究所レベル）
- iv 事業部単位

③ ただし、上記②によっては下記 3（1）③の i から iii までに対応できない場合（一定の事業等のまとまりでは測定可能な目標設定ができない等）については、これにかかわらず更に細分化した単位で目標を定める。

(2) 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 2 号の「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 3 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 4 号「その他業務運営に関する重要事項」においては、上記（1）「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の項目に準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じ設定する。

例えば、「業務運営の効率化に関する事項」における事業経費について、法人全体として定めることが適当でない場合には、施設あるいは事業部の単位で目標を定めることが考えられる。

(3) 評価に際しては、原則、年度目標を策定した項目を評価単位として評価を実施する。

3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき (①)」、「いつまでに (②)」、「何について、どのような水準を実現するのか (③)」等について、次の事項に基づき、分かりやすく示さなければならない。

① 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」について

法人が執行すべき主務大臣が定める計画、国の政策体系及びその背景となる国民生活や社会経済の状況並びに法令上の根拠規定について記載する。関連する政策評価の事前分析表がある場合には表番号についても記載する。

また、法人の役割、能力、規模、施設、設備等を踏まえ、目標に基づき法人が業務を行う必要性について記載する。

② 「いつまでに」について

年度目標の期間内の一定の時期に達成を求める目標についてはその達成時期について記載する。

③ 「何について、どのような水準を実現するのか」について

達成すべき目標及び当該目標の必要性について、次に掲げる事項を踏まえ、どの業務をどのようなやり方で正確かつ確実に執行するのか（大臣の定める計画の確実な達成、大臣が定める期限ごとに結果を提出、検査実施件数等）について定める。

- i 具体的、客観的、的確かつ明確であること

法人の役割（ミッション）に基づいた適切な業務運営が行われるとともに、主務大臣が法人に求める内容について国民に分かりやすく示す必要があることから、「何について、どのような執行」を求めるのか、観念的、抽象的又は総花的に記載するのではなく、具体的、客観的、的確かつ明確に記載する。

ii 測定可能であること等

正確かつ確実な執行が求められる業務については、正確性及び確実性について客観的に達成状況が分かる定量的又は定性的な目標を定める。あわせて、目標に関する定量的な指標及び当該指標の達成水準を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。当該指標はできる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能なものとする。

その他の業務については、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③ii及びiii）を準用する。

iii 正確性及び確実性を過度に考慮した安易な水準としないこと等

正確かつ確実な執行が求められる業務の目標の水準については、業務執行における正確性及び確実性を過度に考慮した安易なものとしてはならない。

なお、正確かつ確実な執行が求められる業務のうち検査や検定を行う業務については、法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とする必要があるため、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③iv）を準用する。

その他の業務の目標の水準については、中期目標管理法の規定（Ⅱの４（１）③iv）を準用する。

（２）重要度、優先度及び難易度

目標はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるものもあり、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もあり得る。この場合においては、中期目標管理法で規定したとおり（Ⅱの４（２））、重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する。

（３）上記（１）及び（２）に従うとともに、別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」に十分配慮して目標を定める。また、別途総務省行政管理局長が示す記載例を参照する。

（４）行政執行法人が行う研究開発の業務についての目標を定める場合には、国立研究開発法人の「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。

４ 中期目標管理法の規定の準用について

通則法第 35 条の 9 第 2 項第 2 号「業務運営の効率化に関する事項」、同項第 3 号「財務内容の改善に関する事項」及び同項第 4 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について、中期目標管理法の規定（Ⅱの 5、6 及び 7）を準用する。この場合において「中期目標」

を「年度目標」と読み替えることとする。

5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について

年度目標に記載される中期的な観点から参考となるべき事項についても、中期目標管理法人についての規定を参考にすることとする。

具体的には、

- ・ 業務運営の効率化に関する事項については、各年度の進捗状況の把握と進行管理を行う観点から、各年度及び期間全体での目安や方向性について、原則として定量的に定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。やむを得ず定性的に定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める。
- ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項のうち、複数年度にわたる計画的な取組が必要なものについては、その特性に応じ、各年度及び期間全体での目安や方向性について具体的かつ明確に記載する。

V その他留意すべき事項について

1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について

目標及び指標を定めるに当たっては、本指針の考え方及び記載すべき事項に従うとともに、各業務の特性に応じた内容とすることが必要である。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）で示された業務類型別の措置を踏まえ、適切に策定する必要がある。

このため、過去の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を踏まえ、業務類型に着目した「目標策定の際に考慮すべき視点」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該視点で示した内容については、評価を行う際の視点ともなることから、目標を策定する際は十分に配慮する。

また、業務類型に着目した目標及び指標の具体例として、「目標及び指標の記載例」を、別途総務省行政管理局長が示すこととする。当該記載例は目標及び指標の策定の際に参照する。

2 業務改革の取組との関係について

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の I C T 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針に掲げられた業務改革の取組と整合するように目標を策定する必要がある。

3 目標策定等のスケジュールについて

主務大臣は、法人の業務実績評価及び業務全体の見直しを適切に反映させた上で、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会のチェックを受けた目標を策定しなければならない。

このため、具体的には、以下のようなスケジュールに従うものとする。

(1) 新中（長）期目標案の策定（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

1 月上旬を目途に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知。同委員会のチェックを受ける。

(2) 新中（長）期目標（中期目標管理法人、国立研究開発法人）及び年度目標（行政執行法人）の策定

2 月下旬を目途に決定し、法人に指示する。

(3) 新中（長）期計画（案）（中期目標管理法人、国立研究開発法人）及び事業計画（案）（行政執行法人）の策定、認可

主務大臣から指示された目標に沿って策定し、3 月末までに主務大臣の認可を得る。

なお、中期目標管理法人及び国立研究開発法人の目標の変更については、上記に準じ、変更する期日の 2～3 か月前に策定、独立行政法人評価制度委員会に通知し、同委員会のチェックを受ける等とする。行政執行法人の目標の変更についても上記に準じて策定する。

4 共管法人の取扱いについて

複数の主務大臣が所管する法人の目標については、各主務大臣が所管する業務に係る目標はそれぞれの主務大臣が分担して策定し、全体に関する事項及び共通して所管する事項の目標は主務大臣間で協議して策定するなど、各主務大臣が連携して目標を策定する。

原則として法人の目標は一つとする。

5 本指針の見直しについて

総務大臣は、目標の策定状況や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。